

# イベント事業者様への注意事項

鞍ヶ池公園におけるイベントの開催にあたり、以下の点にご配慮いただきますようお願いいたします。

## 【注意事項】

### ■イベントに関すること

- イベント開催にあたっては、**開催の 2 週間前**までに指定管理者との事前協議を済ませ、行為許可申請書の提出をお願いします。また、
- 使用料については、イベント開催当日の 9:00 までにサービスセンターへ**納付を完了**してください。
- 警察署、保健所及び消防署への届出が必要な行為については、**事前にイベント事業者様にて行って**ください。また、開催前までに提出先の**受理印が押印された届出書**をサービスセンターへ提示してください。
- **3/1~11/30** までの大屋根広場のイベント利用は **5 割以下**の面積をお願いします。
- **12/1~2/28** までの大屋根広場のイベント利用は、**8 割以下**の面積をお願いします。  
**\*芝生広場の利用は、この限りではありません。**
- キッチンカーの出店台数は、**10 台以下**の範囲でご計画をお願いします。
- イベント参加者が多く訪れることが予想される場合は、**事前に開催を告知する看板を園内に設置**していただく場合があります。
- イベント参加者が多く訪れることが予想される場合は、安全配慮のため**交通誘導員の配置**をお願いすることがあります。
- 豊田市及び公共団体が関与するイベントが開催される場合は、**共催を基本**とすることをご了承ください。
- スピーカーを設置する場合は、動物園とは反対の方向に音が出るように配置してください。尚、音量は、スピーカー正面で **85db 以下**として来園者への配慮もお願いします。
- イベントの準備にあたり、前日からテントの設営等が必要な場合は、設営の時から**申請が必要**となります。  
**\*位置出しのみの場合は、事前に指定管理者へご相談ください。ただし、来園者を排除しての位置出しは禁止です。**
- 芝生への車両の乗り入れが必要な場合は、**事前に指定管理者へ相談の上、許可**を得てください。(一時的な通行も事前の協議が必要です)
- 開催中は、許可を受けた車両以外の**駐車は禁止**です。搬出入以外は、乗り入れしないでください。
- 園内を通行する際は、**制限速度 10 km**を遵守し、**ハザードランプを点灯**させ走行してください。
- 搬出入にあたり旧ドライブコースを利用する場合は、園路を時計回りで一方通行のルールを徹底してください。
- 出店事業者様の車両については、極力、**北駐車場への駐車**をお願いします。  
(他、来園者への配慮のため)

### ■施設に関すること

- 公園内にゴミ箱は、ありません。イベントで発生したゴミは、**責任を持って適切に処理**をしてください。  
**エリア外であっても回収**してください。
- 公園内の**電気は、利用できません**。電気を使用する場合は、発電機等をご準備ください。
- 公園内の水道については、手洗いや飲み水として利用することは可能ですが、**食材や機材の洗浄**又は、**販売を目的とする提供や調理**に使用することは**できません**。

告知をはじめとする一切の内容については、**イベント事業者様の責任**において行ってください。